

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|--|
| 処 分 の 名 称 | | マンション建替組合の決算報告書の承認 |
| 根拠条例・規則等名 | | マンションの建替え等の円滑化に関する法律 |
| 条 項 | | 第42条及び第138条 |
| 所 管 部 課 | | 建設局 建築部 住宅政策課（電話：048-829-1518） |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | ・審査基準は、法第42条の定めによる。 |
| | 設定等年月日 | 平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 45日 ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。 |
| | 設定等年月日 | 平成26年12月24日設定 平成26年12月24日最終改正 |
| 備 考 | | |